

佐賀県選挙管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十二年一月十二日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 松浦海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

六五四人

二 佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一、一五四人